

令和7年9月12日  
産業医科大学 財務部長

## 取引業者様へ（お願い）

日頃より、本学物品調達等に関して、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
さて、本学では文部科学省の「公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づく体制作りに取り組んでおります。その一環として、本学の購入物品等の検収については、原則「納品検収センター」で実施しております。

また本学が管理する全ての研究資金等については「公的研究費」と位置づけており、取引業者様には、公的研究費における購入物品等の納品においては、以下の点を遵守いただきたく、ご協力をお願いいたします。

### 1. 物品等の納品検収について

・全ての研究資金等による購入物品等については、納品時に「納品検収センター」（内線 8348,8355,8494）で検収を受けてください。

「納品検収センター」で検収を受けた後、講座等請求部署へ納品してください。

- ・研究資金以外の経費による購入物品等も、大学病院への納品の一部及び若松病院への納品を除き、納品検収センターでの検収が必要です。
- ・事務部への納品時には納品書に職員1名の押印、講座等への納品時には、納品書に必ず2名（請求部署の教員及び事務職員各1名）の受領サインを受けてください。

※若松病院への納品は、従来どおり若松病院管理課で検収を受けてください。

### 2. 保守・修理等については、作業完了報告書等の提出とともに、納品検収センター職員による確認を受けてください。

### 3. 見積書・納品書・請求書について

- ・見積書及び納品書の備考欄に、本学の伺書番号及び発注元講座名又は研究者名を記載してください。
- ・講座等請求部署への納品後は、速やかに納品書・請求書を提出してください。
- ・支払は、原則として納品書受理月の翌月末に支払うこととなりますが、入金が無い場合は速やかに財務課又は契約課へ照合してください。

※本件に対する問い合わせ

産業医科大学 財務部契約課

TEL: 093-691-7132

## 公的研究費の不正使用防止にご協力ください

- 本学では、取引業者様にも本学との取引において、不正防止に対する意識向上とコンプライアンス確保を目的として、「誓約書」を提出していただいております。
- 必要に応じて、業者控の納品書等の資料請求を求める場合がありますので、ご協力をお願いします。
- 不正行為防止について
  - (1) 万が一、本学教職員から「預け金」「架空請求」等の不正な要求があった場合は、毅然としてお断りいただき、本学の通報窓口へご連絡くださいますようお願いいたします。
  - (2) 万が一、本学教職員が行った不正行為に加担した場合、或いは加担したとみなされた場合には、本学会計規則に則り、取引停止等の措置を講ずることになりますのでご承知おきください。

本学の公的研究費の不正使用防止の取組について、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

参考：学校法人産業医科大学会計規則（抜粋）

第 64 条 契約担当役は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除しなければならない。

- (1) 正等な理由がなく契約期間内に履行を完了しなかったとき又は履行完了の見込がないとき。
- (2) 契約の履行について不正行為があったとき。
- (3) 契約の履行に関し、故意に学校法人の職員の指揮監督に従わなかったとき。

第 67 条 契約担当役は、次の各号の一に該当すると認められる者に対しては、一定の期間を限り、契約の相手方若しくは入札者又はそれらの代理人となることを禁止することができる。

- (1) 契約に関する調査にあたり虚偽の申出をした者
- (2) 契約に関し談合を行った者
- (3) 契約の履行に際して、第 64 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに一の事由に該当する者

※本件に対する問い合わせ

産業医科大学 財務部契約課 TEL: 093-691-7132

※本学通報窓口

■産業医科大学 総務部総務課 TEL: 093-603-1611 (内線 2117)

■田中・田代法律事務所 田代 幸一 弁護士

〒803-0817 北九州市小倉北区田町 13 番 19 号 岩松田町ビル 201

TEL: 093-592-1245

★本学の「公的研究費不正使用防止の取組について」は、本学ホームページに掲載しておりますので、是非ご覧ください。

# 公的研究費の不正使用は しない！ させない！ 見ないフリしない！

産業医科大学では上記のスローガンを掲げて  
不正使用防止に取り組んでいます。

公的研究費の不正使用は「**犯罪**」です。



「何かおかしい」、「こんな使い方をして大丈夫なのか」  
など疑問がある場合には、担当部署に問い合わせ、正しい  
処理をするように心がけてください。

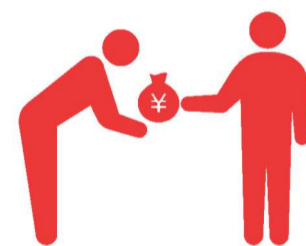


相談窓口 伺書・旅費・謝金関連 : 大学管理課 2612  
支払関連 : 財務課 2127、 契約関連 : 契約課 2196  
通報窓口 総務課 2117  
田中・田代法律事務所 田代 幸一 弁護士 TEL093-592-1245



**プール金**  
旅費や謝金を不正に請求  
するなどし、研究室や  
個人が管理すること

**預け金**  
架空の取引により大学  
に代金を支払わせ、  
業者に管理させること



**カラ出張**  
実態を伴わない出張  
旅費を大学に支払わせ  
取得すること

**カラ謝金**  
実態を伴わない作業の  
謝金を大学に支払わせ  
取得すること



産業医科大学  
不正使用防止計画推進室



産業医科大学 HP  
公的研究費の不正使用防止への取組